

東広島市農業委員会令和5年3月（第3回）総会議事録

- 1 開催日時 令和5年3月29日(水) 午前10時00分から11時00分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 19人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	木原省五	3	清水壽昭
4	窪田恒治	5	台川洋子	6	小倉亜紗美
7	岡土居正弘	8	古本啓之	9	大月みどり
12	荒谷義憲	13	住井正美	16	吉高信夫
17	長原毅	18	在間輝昭	19	仲伏英雄
20	杉本源藏	22	高尾昭臣	23	古川みどり
24	土井浩文				

- 4 欠席委員 4人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
10	岡本義則	11	黒川克輝	15	原茂正
21	脇坂俊之				

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 22番 高尾昭臣 委員 23番 古川みどり 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第13号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について（別紙1）

- 議案第 14 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 15 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について
議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第 17 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第 12 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 13 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
報告第 14 号 農地改良届出の受理について
報告第 15 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本 越 秀 己
局長補佐	大 下 宏 治
局長補佐	定 井 芳 紀
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	和 田 麻依子
農地係主任	豊 田 宏

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主査	栞 原 大 輔
産業部農林水産課担い手支援係主査	崎 里 恵

議 長	<p>令和5年3月総会を開催いたします。</p> <p>これからは着席の上で議事を進行させていただきます。</p> <p>在任委員数23人中19名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、22番の高尾委員、23番の古川委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。</p> <p>会期は令和5年3月29日1日限りとさせていただきますよろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、会期は令和5年3月29日1日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>初めに、議案第13号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」を上程いたします。</p> <p>この案件は東広島市から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。</p>
栗原主査	<p>それでは、議案第13号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」ご説明いたします。</p> <p>これより着席してご説明いたします。</p> <p>配付させていただいております議案第13号別紙をご覧ください。</p> <p>本案は、本年1月に受付しました農業振興地域の農用地区域からの除外申出等に伴いまして、農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会でご意見をお伺いするものでございます。</p> <p>今回の東広島農業振興地域整備計画の変更点について概要をご説明いたします。</p> <p>議案の2ページをご覧ください。</p> <p>農用地区域からの除外についてでございます。</p> <p>本案におきましては、駐車場や太陽光発電などを目的とした8件の申出に基づき、約7,847㎡を除外しようとするものでございます。これらの各案件につきましては、従前の手続に従い、庁内関係課及びJAなど関係機関と事前審査を行い、除外の可否判断を行ってきたところでございます。</p> <p>なお、各申出地における土地改良事業の有無は4ページに記載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>その結果、一覧表にあります8件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項等の除外要件を満たすことから、除外を認めたいと考えております。</p> <p>なお、今回の変更におきましては、農用地区域への編入、用途区分変更の申出はございませんでした。</p> <p>また、除外による補助金の返還等の確認状況につきましては、7ページに掲載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第13号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第13号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長</p>

議 長	<p>へ回答することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>この案件も東広島市から意見を求められているため、計画については農林水産課より説明をしていただきます。</p>
崎 里 主 査	<p>私から総会議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明をさせていただきます。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>今回議案として提出しております農用地利用集積計画は所有権の移転に係るもの1件で、面積は1,381㎡となっております。</p> <p>詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。</p> <p>なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、4月5日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見ございましたら発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ご意見がないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員の賛成ですので、議案第14号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>この案件も東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。</p>
崎 里 主 査	<p>それでは、議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」ご説明いたします。</p> <p>今回の農用地利用集積計画につきましては、2件、2,080㎡で全て利用権の設定に係るものがございます。</p> <p>なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、4月5日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしく願います。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等ございましたら、発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。</p> <p>農林水産課の崎里さん、栗原さん、ありがとうございました。退席をお願いします。</p>
住 井 委 員	<p>農林水産課に聞いてみたいことがあるんじゃが。使用貸借でネギというて植えた分が知らん間にレモンが植わっとんじゃ。あれ、別に関係ないん、そういうの。</p>

住井委員	もう一つ、駆除でイノシシのやつで住民がけがをした。農林水産課はどげんな対応したん。教えて。3月よ。まだ1か月たってないよ。そういうふうな情報は共有してないん。聞いてこい。今から行って聞いてこい。どういうふうに対応したんか。
崎里主査	後ほど。
住井委員	けがをしたんで。それは知っとる。
崎里主査	はい。
住井委員	どういうふうに対応したか教えて。
崎里主査	後ほど、確認してお答えします。
議長	そういうことで、またその辺のことをよろしくお願いします。また後で教えてください。
住井委員	後でええです。
	< 崎里主査、栗原主査、退室 >
議長	私は、イノシシについて農林水産課へ行ったことがあったんで、大芝であったというのは聞いています。それで、そういう現地の調査をして、けがをされとるんで、保険の手続をするんじゃないということがこの前の話でした。
住井委員	それだけじゃ分かんないよ。みんな、わしに聞いてくるがね。返答ができんのじゃ。
議長	保険対応で手続を進めるというのは聞いてる。
住井委員	保険というても、猟友会の保険で。
議長	市の保険対応です。
住井委員	市の保険なん。
議長	自分も前、区の委員さんに聞いたけん。そういうことで、詳しいことはまた後でお願いします。 次に、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
豊田主任	それでは、総会議案の8ページをご覧ください。 議案第16号についてご説明いたします。 今月は9件の申請がありました。内訳は、11ページに記載のとおりでございます。 内容については、座って説明させていただきます。 16-1でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は3名及び2社の株主により構成される農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されております。 続いて、17-2でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、18-3でございます。 贈与のため、所有権を移転するものです。受人自らが耕作に従事し、必要な農機具も保有されております。現在、この地区は県営圃場整備事業が実施されており、申請地については工事が完了し、土地改良法の規定に基づき一時利用地の指定がされ、使用を開始されております。 続いて、19-4でございます。 耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、20-5でございます。 贈与のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、21-6でございます。 贈与のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、22-7でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な

豊田主任	<p>農機具も保有されております。</p> <p>続いて、23-8でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、24-9でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>以上、9件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障が生じるおそれはないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんで必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、その他、ご質問、ご意見はございませんか。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
大下局長補佐	<p>議案の12ページをお願いします。</p> <p>議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>13ページをお願いいたします。</p> <p>今月は、4件の申請がございました。</p> <p>まず、申請番号6-1は、●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。</p> <p>申請地は、●●の南西約400mに位置する市街化区域に近接する第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は高齢により管理が難しくなった申請地に共同住宅を建築することとし、転用許可申請をされたものでございます。なお、都市計画法による開発許可につきましては、担当部局に申請書が提出をされております。</p> <p>続きまして、申請番号7-2は、●●における駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南東約100mに位置する第3種農地で、申請人は●●にお住まいの方でございます。申請人は、この申請地付近に所有する農地を耕作するため、車で通っておられますが、付近に駐車場がないということから、申請地の一部を駐車場とすることとし、転用許可申請をされたものでございます。</p> <p>続きまして、申請番号8-3は、●●における貸し駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の西約300mに位置する第1種農地で、申請人は隣地にお住まいの方でございます。申請人は、申請地の隣地で自らが経営する自動車修理工場の車両保管場所が不足しているため、申請地を工場への貸し駐車場とすることとし、転用許可申請をされたものでございます。申請地は、土地改良事業施行区域内にある第1種農地ですが、本件は農地法施行規則33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして第1種農地の許可の例外に該当するものでございます。なお、申請地は本年3月17日付で農振農用地から除外をされております。</p> <p>最後に、申請番号9-4は、●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南東約200mに位置する市街化区域に近接する第2種農地で申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、高齢により管理が難しくなった申請地に共同住宅を建築することとし、転用許可申請をされたものでございます。なお、都市計画法によ</p>

大 下 局 長 補 佐	<p>る建築許可につきましては、担当部局に申請書が提出をされております。</p> <p>以上につきましては、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障が生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。</p> <p>なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、申請番号8-3を意見聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんで必要があれば補足説明をお願いしたいと思います。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、それではほかにご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」、8-3については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第17号「農地法第4条の規定による許可申請について」、8-3については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見徴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
和 田 主 査	<p>総会議案の14ページをご覧ください。議案第18号について説明いたします。</p> <p>まず、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請に係る変更について」とございます1枚の資料をご覧ください。</p> <p>総会議案の18ページ、議案番号で言いますと70-18について、申請地の転用面積の変更について申請者より申出がございました。</p> <p>太字下線で示しております括弧内の面積でございますが、既にお配りしている議案の中では22.67㎡のところ、22.20㎡に変更されております。それに伴いまして20ページの合計欄の集計値が変わっておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>今月は、24件の申請がございました。内訳については、先ほどの資料をご覧ください。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、53-1から55-3について、同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>レジャー施設への転用事案です。</p> <p>申請地は、●●の北に位置します。集団農地内の第1種農地及び小集団の第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、バーベキュー、キャンプ等のアウトドアレジャー事業及び造営施設の企画、管理、運営等を営む会社です。現在、隣接する庭園の維持管理業務委託を受けておりますが、来園する家族連れや団体客の憩いの場をより充実する施設としてキャンプ場を設置するため、本申請地を転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第1項、都市住民の農業の体験その他の都市等との地域間交流を図るために設置される施設としてキャンプ場を設置するため、第1種農地の許可の例外に該当いたします。</p> <p>なお、申請地について現地確認を行いましたところ、一部天然芝を張っておられました。このことについて、事前着工に当たるものとして指導を行ったところ、農振農用地からの除外手続と農地転用の手続の完了する時期を見込んで4月に入荷をする予定であった芝生が1か月早く到着し、枯れて廃棄することを防ぐため、やむを得ず施工したということでございました。今後はこのようなことがないように、法令を遵守する旨の始末書を提出されております。</p>

和田主査

また、農振農用地からは令和5年3月17日付で除外済みです。

続いて、56-4について説明します。

建売住宅及び駐車場への転用事案です。

申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、不動産業を営む法人です。このたび、本申請地に建売住宅を3棟建築、販売するため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済みです。

続いて、57-5について説明します。

貸し駐車場への転用事案です。

申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。このたび、隣接の空き家を取得し、近隣工場の従業員のための寮として整備をすることになりましたが、入居者用の駐車場を設けるため、転用しようとするものでございます。

続いて、58-6について説明します。

一般住宅への転用事案です。

申請地は、●●の北約400mに位置し、●●として昭和35年から昭和39年にかけて実施された団体営圃場整備事業により整備された第1種農地です。受人は●●において賃貸住宅に居住されています。このたび、実家近くで父の所有する本申請地に住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして第1種農地の許可の例外に該当します。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済みです。また、農振農用地からは、令和5年3月17日付で除外済みです。

続いて、59-7について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。

申請地は、●●の北約600mに位置する集団農地内の第1種農地です。受人は、●●において賃貸住宅に居住されています。このたび、実家近くで父の所有する本申請地に住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する第1種農地の許可の例外に該当します。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済みです。

続いて、60-8について説明します。

福利厚生施設への転用事案です。

申請地は、●●の西の端に位置します小集団の第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、建設工事に伴う残土の再生処理及び販売等を営む法人です。このたび、従業員のための福利厚生施設として宿泊施設を建築するため、転用しようとするものでございます。申請地につきましては、平成28年に隣接地を含め譲受人が購入することとなりましたが、農地法の許可を得ることなくアスファルト舗装し、駐車用地として使用されているため、このたび始末書を添付して許可申請をされています。なお、奥の宅地にごさいます倉庫は撤去して、施設を新築される予定です。また、農振農用地からは、令和5年3月17日付で除外済みです。

続いて、61-9について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。

申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。

続いて、62-10について説明します。

車両置場への転用事案です。

申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、自動車販売業を営む法人です。●●にある自動車販売店で廃車を行う予定の車両を本社事業所から一時的に置くため、本申請地を車両置場として転用しようとするものでございます。

続いて、63-11から64-12について、同一案件ですので一括して説明します。

資材置場への転用事案です。

申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、建設工事の設計、施工及び産業廃棄物の処理業、採石業等を営む会社です。現在、受人は近隣河川で

和田主査

の災害復旧工事に携わり、今後の災害復旧事業における大型土のう置場を確保する必要があること、また採石置場が不足していることから、新たな資材置場が必要となったため、申請地を資材置場として転用するものでございます。

続いて、65-13について説明します。

駐車場への転用事案です。

申請地は、●●の北東に位置する第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、自動車整備業及び自動車の販売業等を営む会社です。事業の拡大に伴い、不足している従業員の駐車場及びレッカー車などの駐車場を整備するため、本申請地を転用しようとするものでございます。なお、本申請地につきましては、令和4年12月26日付で譲受人である法人の代表者が近隣の農地と併せて農地法第3条の許可を得た農地でございますが、法人の経営規模拡大のため当該地が必要となったことから、農地法第3条の許可については取消しをされ、第5条の許可申請をされたものでございます。

続いて、66-14について説明します。

一般住宅及び駐車場への転用事案です。

申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。受人は、●●で賃貸住宅に居住されています。子供が生まれ、現在の住宅では手狭となったことから本申請地に住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。申請地につきましては、譲渡人の先代が所有をしているときに農地転用の許可なく土を入れ、かさ上げされていたもので、譲渡人が相続した後も手続等がなされないままとなっておりますため、始末書を添付し、このたびの申請をされております。なお、法面を多く含み、住宅敷地として有効な面積は少なくなっております。また、建築許可申請については、担当部局に提出済みです。

続いて、67-15について説明します。

一般住宅への転用事案です。

申請地は、●●の北約1kmに位置し、●●として昭和53年から昭和60年にかけて実施された団体営圃場整備事業により整備された第1種農地です。受人は、●●において賃貸住宅に居住されています。このたび、実家近くで父の所有する本申請地に住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する第1種農地の許可の例外に該当します。なお、建築許可申請については、担当局に提出済みです。また、農振農用地からは、令和5年3月17日付で除外済みです。

続いて、68-16について説明いたします。

一般住宅への転用事案です。

申請地は、●●の南西約400mに位置する第2種農地です。このたび、実家近くで父の所有する本申請地に住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済みです。

続いて、69-17及び70-18は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明します。

医院兼住宅及び道路拡幅・看板用地への転用事案です。

申請地は、●●に位置する第2種農地です。受人は、●●に主たる事務所を置く医療法人です。現在、●●で医院を開設していますが、患者数の増大や緊急時の対応、診察の効率化を図るため、議案番号69-17については医院兼住宅を新たに新築するため、また70-18については医院兼住宅を建築するために必要な道路幅を確保し、また案内看板を設置するため、それぞれ転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済みです。また、農振農用地からは、令和5年3月17日付で除外済みです。

続いて、71-19から73-21は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明します。

老人福祉施設及び進入路への転用事案です。

申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、介護保険法に基づく各種介護施設及び高齢者向け施設を運営する会社です。このたび、東広島市介護保険事業計画により整備予定の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護設置運営事業者の応募により選定された老人福祉施設を建築するため、転用しようとするものでございます。なお、開発申請については担当部局に提出済みです。

和田主査	<p>続いて、74-22から75-23について、事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。</p> <p>申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を5か所設置するため、転用しようとするものでございます。</p> <p>続いて、76-24について説明します。</p> <p>資材置場への転用事案です。</p> <p>申請地は、●●の南に位置し、●●として昭和38年から昭和43年にかけて実施された団体営圃場整備事業により整備された第1種農地です。受人は、●●に本店を置き、建設工事の請負、施工、設計等を営む会社です。現在、東広島エリアでの建設工事に対応するため、申請地に隣接する資材置場を設けていますが、事業拡大に伴い本申請地に資材置場を拡張するため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第35条第5号、既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の敷地の面積の2分の1を超えないものとして、第1種農地の許可の例外に該当します。また、農振農用地からは、令和5年3月17日付で除外済みです。</p> <p>以上説明しました24件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障が生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は上程議案中、53-1から55-3、58-6、59-7、67-15、74-22から76-24を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんで必要性があれば補足説明をお願いいたします。</p>
長原委員	<p>17番の長原です。申請番号の71-19から73-21についてなんですが、要は老人福祉施設を建設するという事になってるんです。確認をしておきたいことがあるんで、確認をお願いします。</p> <p>この施設の背後、裏山、これが山なんですよね。傾斜を見ると、あまりきつくはないんですけども、だんだん離れていくと相当急峻になるということなので、防災対策が十分できなきゃいけないと思うんで、そこを確認しておきたいと思います。</p> <p>それから、もう一つ、この施設の前に農業用のため池が2か所ある。その2か所の水の確保の問題なんだけど。要は池の上側が開発されて施設になるということなんで、水の確保がどうなんかなど。池の上に施設が整備されるのですから、水が十分確保できるような対策が取られておるかどうか、そこを確認しておきたいと。それによって、別に問題はないんでよろしいかと思うので、そこを確認しておきたいと思います。</p>
和田主査	<p>まず、背後にございます山、山林についてなんですが、一部土砂災害の警戒区域には入っているということは聞いております。ですが、この施設の開発敷地については、そのエリアにはかかっていないということで開発申請をされておるところでございまして、開発のほうで審議するということの内容でもございますし、整理しておられると考えております。</p> <p>あと、農業用のため池でございまして、2か所、進入路をため池を潰すことなく、周囲に沿うように設置されております。水路を新設されるということで、周囲の農業に支障があるような計画にはならないよう水路等の設計をされて、ため池について支障が出ないように計画をしているということ聞いております。</p>
長原委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにご質問、ご意見がございましたらお願いします。</p>
	<p>< なし ></p>
議長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p>
長原委員	<p>ちょっと待って。関連質問が終わったんだから、一般質問でいいんでしょう。</p>
議長	<p>はい。関連質問はね。さっきね。</p>

長原委員	一般の質問でええんでしょ。
議長	はい。
長原委員	<p>17番の長原です。</p> <p>申請番号の53-1から55-3、例の●●の代表者じゃないけども、●●の転用の話。話を聞くと、説明があったように、転用違反の常習者ですよ、この人は。今回の部分でも、事前着工をやっとるじゃないですか。問題ですよ。前に出たときも、転用違反をやりながら、自分の私欲のところを全部整備をしてやってきた常習者ですよ。こういう人を認めること自体が問題なんですよ。分からないですか。</p> <p>それから、ここに出てきとる9筆、6,560㎡、これについて、2年前の8月に所有権移転、第3条で出ました。その土地かどうか確認しておきたいと思うんです。どうなんですか。</p>
和田主査	<p>事前着工のことにつきましては、このたび●●という会社でございますが、その会社として施工、このたび事業者になったわけなんです、この会社としては初めて事前着工での始末書を受けているという形でございます。</p> <p>あともう一点ですが、所有権移転をした農地というのは、農地法第3条で取得した農地かどうかということによろしいでしょうか。それであれば、そこの農地法第3条で所有権移転をした農地は、今回は申請地には含まれておりません。</p>
長原委員	<p>含まれてない。分かりました。</p> <p>それで、前回、2年前の8月に承認した農地、所有権移転農地、これの今の経営状況はどうなんですか。実際、農業経営をやられとるんですか。どうなんですか。確認されておりますか。</p>
本越事務局長	<p>今、長原委員さんがおっしゃるように、実際、この方は今まで●●でいろいろ農業委員会でも議題になった方ですが。さっき説明しましたように、会社としては別組織なので、前の個人と一緒に考えるのは難しいのではないかと考えております。</p> <p>個人が第3条で取得されたところは、何かをやっているというわけではありませんが、農場の形態としては耕作じゃないですけど、耕うんしたりした形跡はあります。実際、それが成功しているかどうか、まだ2年たってないので言えませんが、全く放っているわけではありません。</p>
長原委員	<p>分かりました。そうなんですけども、この人のやり方、これは大きな問題です。そのうち、今の2年前の田んぼについても、別の事業で申請が出てくる可能性が大なんです。それも出す段階ではもう事前着工をやってしまうと。常習者ですから。これについては、いずれにしても農地法の申請が出た段階で厳しくチェックしてください。そうしないと、同じことを繰り返すという人間なんですから、その点指摘しておきます。</p> <p>以上です。</p>
議長	ほかにないですか、その他。ご質問、ご意見はほかにはないですね。
	< なし >
議長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、53-1から55-3、58-6、59-7、67-15、74-22から76-24については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取対象外については許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 挙手多数 >
議長	<p>賛成多数ですので、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、53-1から55-3、58-6、59-7、67-15、74-22から76-24については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については許可することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、日程第4の報告に入ります。</p> <p>報告第9号から報告第12号について、事務局の説明を求めます。</p>

本越事務局長	<p>報告事項の番号が違いますので、報告第12号から報告第15号ですので、説明をさせていただきます。</p> <p>資料の報告事項をご覧ください。</p> <p>報告第12号から報告第15号までは、東広島市農業委員会事務局規定第7条の規定に基づきまして、事務局において専決処分をしたものでございます。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第12号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届の専決処分について」でございます。</p> <p>2ページから3ページをご覧ください。</p> <p>市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は7件ございました。内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、4ページでございます。</p> <p>報告第13号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答」でございます。</p> <p>5ページから7ページをご覧ください。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月は21件ございました。内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、8ページをお願いいたします。</p> <p>報告第14号「農地改良届出の受理について」でございます。</p> <p>9ページをご覧ください。</p> <p>今月は、農地改良届出は2件ございました。内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>最後、10ページをお願いいたします。</p> <p>「農地転用届出の受理について」でございます。</p> <p>11ページに農業用施設への転用届で、今月は1件届出を受理いたしました。内容は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>報告については以上でございます。</p>
議長	<p>それでは次に、日程第5のその他に入ります。</p> <p>委員から何かございましたら。</p>
古川委員	<p>23番古川です。</p> <p>私からは、3月8日に開催いたしました農機具等取扱い安全講習会について報告をさせていただきます。座らせてさせていただきます。</p> <p>この講習会は、女性部会の活動の一つとして企画したもので、JA広島中央農協様のご協力をいただいで実施しました。平成29年度から実施しており、今回で5回目となります。今回は20名の募集に対して17名の応募があり、皆さん一生懸命に分からないことを聞かれたりとか、いろいろ積極的にしていただき、大いに講習会が盛り上がりました。来年もまたやるようになると思います。</p> <p>それから、講習会終了後にアンケート調査を実施しており、現在事務局において集計中でございます。それによって、またやり方を考えて実施したいと思っております。</p> <p>今後ともよろしくをお願いいたします。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
古川委員	<p>それから、全国農業新聞にこれをやりました記事が載りましたので、資料もついていると思いますが、ここに大きく載りまして、今までこんなに大きく載ったことはないと思うんですけど、農業会議のほうから来ていただいて、取材していただきまして、送っていただきました。</p> <p>それで、まだこういうふうにならぬ全国農業新聞を取っておられない方がおられるんですけど、いろんな情報が入っておりますので、購読のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>それから、6月になりますと新体制になりますが、そのときにも皆さんに呼びかけてお願ひしようと思っております。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>

議 長	続いて、事務局から報告がありましたら。
定井局長 補 佐	<p>それでは、私からは令和5年度の総会スケジュールについてご報告させていただきます。</p> <p>お配りしております資料の2、令和5年度東広島市農業委員会総会スケジュール（予定）の資料をご覧ください。</p> <p>来年度4月以降の総会の開催予定日及び時間について記載をしておりますので、参考にいただければと思います。この中で、定例の総会につきましては、今まで同様、毎月月末頃に開催予定としておりますけれども、6月1日に臨時総会を予定しております。これは、任期満了に伴います新体制での農業委員さんで開催する初めての総会でございます、先に予定しております辞令交付式終了後に開催をする予定でございます。</p> <p>なお、お配りしております予定は日時のみを記載しておりますけれども、開催場所につきましては総会開催の前にお送りする通知文にてご案内させていただきますので、ご了承いただければと思います。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにはないですか。</p> <p>今の行事予定で6月1日の時間が10時から5時になっとんじゃけど、ということは一日ですか。</p>
定井局長 補 佐	恐らく辞令交付式につきましては、午前中の開催になるかと思います。引き続き総会、臨時総会になりますけれども、この臨時総会で審議いただく議案の前に会長さんを決めたりとかということがございますので、時間を幅広に取らせていただいているということでございます。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で終わるんですが、次回のスケジュールについて大月会長職務代理者からですが、その他について。</p>
大月会長職務代理者	失礼いたします。次回の4月総会は4月28日金曜日午前10時より303会議室で予定しておりますので、ご出席のほどよろしく願いいたします。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり審議、誠にご苦労さまでした。</p> <p>それでは、以上で3月総会を閉会いたします。</p>

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 22番 高尾 昭 臣 委員 23番 古川 みどり 委員